

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和2年第7回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年7月16日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時54分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	宮本 博之 学校運営部長
	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	臺 富士夫 学校施設課長	半貫 陽子 学務課長
	田中 靖夫 学校改築担当部長	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	島田 裕司 子ども施設運営課長	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	吉川 正 教育指導課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 森田 剛 学校支援課長 下河邊 純子 青少年課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 田巻 正義 学力定着推進課長 本岡 寛子 教育改革担当部長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 川口 真澄 待機児対策室長 楠山 慶之 教育相談課長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年7月16日

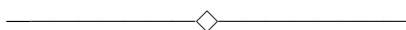
第7回足立区教育委員会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第7回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員、御指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第60号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第60号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 説明資料の4ページをお開きくださいませ。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

この条例でございますけれども、家庭的保育事業等の設備及び運営に関するものを定めたものでございますが、今般、国から省令の公布がございました。これに伴いまして条例を改正するものでございます。

主な省令の改正内容でございますが、家庭的保育事業者等は0歳から2歳の施設でございますが、この利用者たちが3歳になるときに、連携施設を確保し、ここで引き続き受け入れていただいて、教育・保育を提供していただくことになっておりますが、その連携施設の確保を不要とすることができるといふ旨に改正されました。

当区におきましては、既に先行利用調整という形で、こうした方々を優先的に取り扱う措置を講じております。また、その際には保護者の希望も受け入れた後に、手続をするという流れになってございますので、今般、この改正に伴いまして、条例もその趣旨に従って改正するものでござ

います。

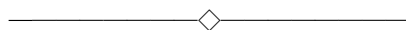
以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第60号議案について、御意見、御質問がありましたら、委員の御発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第60号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することいたします。



次に、日程第2、第61号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第61号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第61号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の9ページ、第61号議案説明資料を御覧いただきたいと存じます。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

教育長に対しまして講師の依頼がございました。これに応じるに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づきまして、教育委員会の許可を受ける必要があるために、本案を御提出したものでございます。

従事内容といたしましては、資料の2番に記載のとおり、地方議会セミナー講師として2件、それから、自治体職員セミナー講師といたしまして、次のページにかけて記載がございまして4件、そして10ページ、行革の検討委員会講師といたしまして1件、都合7件でございます。

従事日の業務に支障がないよう、事務局内で調整を図り、対応してまいりたいと考えてございます。

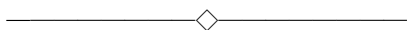
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第61号議案について、御意見、御質問がありましたら、委員の御発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第61号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第3、教育長報告を議題とします。

今回は、まず最初に、第2回足立区議会定例会の主な質疑について、御説明をさせていただきます。

第2回足立区議会定例会は、6月23日に始まりまして、7月10日最終日を迎えています。新型コロナウイルスの件、あるいはICT、GIGAスクール構想、あるいは少人数学級や待機児対策などについての御質問を頂いて、それに対する御回答を差し上げています。

まず、新型コロナウイルスによって失われた学校生活の回復と学力保障についてということで、限られた授業時数をこれまで以上に有効に活用するというので、国や都の指針を踏まえ、学校における学習活動を集団や他者との関わりの中で学ぶべき活動に重点化して、家庭での予習あるいは復習との組み合わせで補完しながら学習を進めていくということと、その上で、過去の問題も含めた区の学力調査の問題を活用して、理解や学力が定着しているところと、不十分なところを1人1人明らかにして、効率的な補習を行うことで学習内容の確実な定着を図るという答弁を行っております。

また、ICTの活用とGIGAスクール、1人1台のタブレット環境というところですが、児童・生徒が個々にタブレット端末を学習に活用することで、特別な支援が必要な子どもも含めて、1人1人に合わせた、想像性を育む学びの可能性が広がるという点が目的であり、こう

したICT環境の特性を生かして、区が取り組んできた分かりやすい授業づくりと、個に応じた指導をさらに深めていくことが狙いであるということ。そして、子どもたちが将来情報化社会をよりよく生きていくために必要なネットリテラシーなどの情報活用能力を併せて育成していきたいと考えていると答弁させていただいております。

また、調べ学習やプレゼンテーションの道具として活用することで、情報活用能力の育成や、主体的で対話的な学びの一助としたいと考えており、個に応じた指導面では、補習・自習学習への活用を想定しているということ、そして児童・生徒が情報機器の操作に親しみ、調べ学習や表現・創作といった面での活用が進むよう、段階的に取り組んでいる。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が到来した場合を想定して、現在モデル校を指定して、リモート機能を活用した授業の研究を進めているところを答弁しております。

また、その調達コストの御質問も頂いております。約3万台の端末の代金、あるいは充電保管庫、アプリケーションソフトなど区費として80億円余の負担が必要となるということ、5年ほどで入れ替える必要があるということなどを考えると、その都度100億円程度を負担し続ける必要があるという答弁をしております。金額についてはこれから精査させていただくことになろうかと思っています。

ちょっと話題が変わりまして、学校給食の調理員の感染症対策、あるいは熱中症対策というところで、これまで本格的なクーラーの工事ができないと答弁して、そのためにスポットクーラーとかネッククーラーとかそういったものを準備する対策を講じてきましたが、今後、エアコン設置に伴う技術的課題を整理して、エアコン設置に向けた検討を進めていくという答弁をさせていただいております。

それから、社会的距離を、ソーシャルディスタンスを取るには、少人数学級が必要なのではないかという御質問を受けておまして、これについては私どもも強く認識しており、また、その実現を毎年国や都に要望し続けているけれども、東京都における昨今の教員採用の状況、あるいは国が進めている教員加配のための人材確保状況を見ても、授業やクラス運営を良好に担える人材を必要数確保することはなかなか難しい。そういうことがあるので、当面は

こうした現状を注視しつつ、さらに国・都に対して要望し、区としては教員をサポートする非常勤職員の充実に努めていくと答えてございます。

最後に、待機児童が前年比120減の3名と、ゼロにはならなかったのですけれども、3名となったことについて御質問を頂いて、思い起こせば、平成27年、専管組織を設置して待機児童解消アクションプランを策定しました。

その取組が2つあって、1つ目は、13ブロック49メッシュに分けて、細かな保育事業の分析を行って、民間施設を公募、誘致したことで、5年間で62施設を開設しています。

2つ目は、保育士の住居借上げ支援事業といった経済的支援や奨学金の補助制度などを利用して開設に必要な保育士を確保したということです。残念ながらゼロではなく3名ということになりましたけど、引き続き待機児を出さない取組を実施していくと答えてございます。

一方で、定員の空きが1,138人増えて2,645人になっており、たくさん作ってきたために、逆に空きが多い施設をどうするのか、あるいは施設がそれを維持していくためにどんな考え方を持っているとの質問をいただいております。まず、空きが多い施設ですけれども、例年、私立認可保育園、特に新規開設園においては3歳から5歳を中心に空きが多くなっているということで、令和元年度から賃貸物件の認可保育所に対して、開設2年目までの賃貸料の補助、それから、今年度は特に小規模、家庭的保育の入所率の低下が顕著になっているので、年度途中の入園の受け皿はどうしても必要ですが、空き施設への委託料補助金が出せないの、これに対する一部補助制度を導入し、この第2回定例会に補正予算をお願いして、可決されたというところであります。

以上で、第2回区議会定例会の主な質疑を御紹介しました。

続いて、各担当からの報告事項を報告させていただきます。御質疑については全ての報告が終了してから一括で頂くようお願いいたします。

それでは、(1)について森教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 報告資料の11ページを御覧ください。

このたび、文部科学省のGIGAスクール構想の実現に向けて国庫事業を活用するという意味で、申請書を国に提出することになりましたので、その御報告でございます。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

そもそも文部科学省GIGAスクール構想というのは、1番に記載のとおりでございますけれども、1人1台の端末をそろえること、それから、高速大容量の通信ネットワークを校舎に一体的に整備すること。最後に、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させるという構想でございます。

具体的な文部科学省の補助要件でございますけれども、(1)に記載していますとおり、児童・生徒は4万5,000人いますけれども、その3分の1に当たるパソコンについては、区の財源で確保すること。残りの3分の2については、つまり3万台については1台当たり4万5,000円の補助が出るということで、これを今回の申請で活用するというものでございます。

「申請に至った経緯」については記載のとおりでございますけれども、12ページを御覧ください。令和元年度には、既に5,000台のタブレットを整備いたしました。そして、今回コロナの関係でどうしてもオンラインを活用した家庭学習支援をするということで、1万台のLTE端末を確保いたしまして、ICTの環境のないお子さんたちに配布するというので1万台確保しました。

そういたしますと、5,000台と1万台で1万5,000台ということで、3分の1は整ったこととなります。つきましては、残りの3万台を今後、令和2年度内に確保するということの計画でございます。

令和2年度以降は106億円を見込んでおりますけれども、こういったタブレット端末というのは、大体4、5年に一回買換えとか、更新が必要ですので、そのたびに大きなお金が必要になってくるということが、大きな課題になってございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(2)について、田中学校改築担当部長、お願いします。

学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 私からは、北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書の報告を

させていただきます。

今回の学校でございますが、2つの学校が統合することによって、児童や地域の方々の新たな交流が生まれることから豊かな教育環境の提供により、基本方針でございます「出会いと発見の学び舎」の実現をしていきたいと考えているところでございます。

また、今回の目玉となっているのが、1階の部分に大きな中央階段と図書室を設けるということがございまして、子どもたちが集える生活環境を整えるといったことで、アに記載しております「新たな出会いと発見を生む、充実した学習環境」を大きな3つの柱の1つとして位置づけております。その下には、4点の基本方策を示しております。

また、イの「地域の拠点となる学校」ですが、地域の方々も滞在していただけるような空間が1階部分にございますので、実際に子どもたちと触れ合っていたきながら、子どもたちの成長を感じていただける学校にしていきたいと考えているところでございます。基本方策は3点、記載のとおりでございます。

また、ウですが、新たな感染症対策ということもございしますので、「新たな生活様式への対応」についても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(2) 施設の概要等でございますが、鉄筋コンクリート造で5階建ての建物にしたいということでございます。延床面積が9,500平方メートルほどになっております。主要諸室につきましては、普通教室が18室で、6学年が3クラスずつということ想定してございます。多目的教室につきましては、2階から4階に1部屋ずつ、全部で3部屋設けます。特別教室につきましては11室の予定でございます。

表がございすけれども、記載のとおり2階の部分には職員室ですとか体育館を設けまして、5階の部分にプールを設ける計画になってございます。

14ページの表中の校庭ですが、150メートルのトラックと50メートルの直線を6レーンほど整備できる人工芝ということで計画をしているところでございます。

以上に加えまして、大事な視点としまして2番でございますが、最近では水害の視点が非常に大事だということで、7点記載をしております。

(1)の体育館及び備蓄倉庫や(2)の職員室ですとか、

炊き出し支援に活用できる家庭科室については2階に設けるという計画にさせていただいております。

(5)の防災備蓄倉庫につきましては、大きさが大体3クラス分よりちょっと小さ目になりますけれども、相当大きな備蓄倉庫を設けるということで、2つの学校の備蓄数を十分に収容できるような計画としているところでございます。

(6)の主要な電気ですとか機械等の設備につきましても、水害を考慮して2階に設けます。また、(7)につきましても、学校では初めてですけれども、非常用の発電設備を設ける計画としたいと考えております。

3番の新型コロナウイルス感染防止対策でございますが、体育館などにつきましては、多くの方々が避難されるということもございすので、外倒しの窓を設置しまして、十分に換気ができるような構造にしたいということ。それから教室につきましては、8メートル×8メートルの大きさを構えまして、40名学級ということ想定して、最低でも座席の間隔は前後1.1メートル、左右1メートルを確保したいということ。

(3)の手洗い、水栓等でございますが、センサー式のものを採用していきたいと考えてございます。

今後の予定でございますが、今年度に鹿浜中学校を解体いたしまして、来年度から再来年度にかけまして新校舎を建設していく予定でございます。統合校の運営開始は令和5年4月の予定で取り組んでまいりたいと考えてございます。

別添資料の1といたしまして、基本構想・基本計画書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○教育長 次に(3)について、半貫学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 私からは、令和2年度自然教室の実施につきまして、御報告をさせていただきます。

所管部課名は記載のとおりです。

小学校5年生が実施します鋸南自然教室は9月から令和3年3月の2泊3日で、小学校6年生が行きます日光自然教室につきましては、9月から12月の1泊2日で実施

いたします。

6年生ですが、昨年5年生のときに、鋸南自然教室に台風の被害で行けなかった学校があったため、赤城自然教室を実施しましたが、3月一斉休業となりまして5校が行くことができませんでした。この5校につきましては、2泊3日で日光自然教室を実施いたします。

中学校1年生が行きます魚沼自然教室につきましては、魚沼市のほうから連絡がございまして、民間宿舎を利用しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で受入れの体制が整わないというお話がありました。協議しました結果、魚沼自然教室につきましては中止とさせていただきます。

実施予定の鋸南と日光の自然教室の中止の判断ですが、次のとおりとなっております。

(1) 全学校の中止。これは緊急事態宣言が発令されたとき。また、国から県をまたぐ移動が制限されたときといたします。

(2) の学校ごとの中止ですが、自然教室の出発日が、学校内の陽性者が発生したことによって、学校が閉鎖中であるとき。また、参加予定学年が陽性者発生により学年閉鎖、学級閉鎖等のとき。さらに、ウに記載がありますように、実施に際し保護者会等で、保護者の方に感染症予防策を取りながら実施していく旨を説明しても、保護者からの参加の同意が3割程度得られない場合は、学校と教育委員会で協議しまして、中止の検討をいたします。

感染症拡大予防策につきましては、3に記載がありますが、児童・生徒の体調管理の徹底、それからバス内の対策として、車内に空気が入れ替わる「外気導入固定運転」の実施、加えて消毒液をバス内に設置するなど、徹底をいたします。また、バス内での密を解消するために、バスの台数の増便を今現在検討しております。

万が一、行った先で新型コロナウイルス感染症の疑いがある児童が出てしまった場合は、宿舎内で隔離をいたします。また、保護者に連絡をして迎えに来てもらうと同時に、現地の保健所とも連携して、対応を取ることといたします。

私からは以上です。

○教育長 次に(4)について、菊地子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 それでは、17ページを御覧ください。

私からは「区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討内容について」、御報告させていただきます。

件名・所管部課名は記載のとおりです。

まず実施に至る背景についてですが、国から自治体に対し、医療的ケア児受け入れの促進及び体制の整備に関する努力義務が課せられたこと。また、例年一定のニーズがあること等を踏まえ、区においても一定の条件の下、令和3年4月より区立保育園において受け入れを開始することといたしました。

次に、受け入れに当たっての要件については、国の研究事業の一環として策定されたガイドラインを基に、2の(1)から(3)までに記載の3点といたしました。

さらに新たな受け入れの仕組みとして、学識者、外部医師、区職員を構成員とする医療的ケア児等支援委員会を設置し、その委員会にて対象児の集団保育の可否を判断させていただきます。

また、保育施設への入所相談や就学相談、学校支援等を含む医療的ケア児の総合支援機関として、こども支援センターげんきを位置づけ、お子さんの就学前から就学後までの継続した支援をまいります。

次に18ページを御覧ください。受け入れに当たっての考え方としては、ほぼ現状の園体制でお子さんの生命の安全を確実に確保できる範囲とさせていただいております。このため医療行為や受け入れ園や人数に一定の条件を付させていただきます。

最後に今後の取組についてですが、令和3年4月入所に向けての準備を着実に進めるとともに、卒業後の就学に向けた仕組みづくりについて小学校等と連携し、円滑なつなぎの仕組みを構築してまいります。

私からは以上となります。

○教育長 次に(5)について、島田子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 私からは「公立園の民営化実施時期について」御報告させていただきます。

件名・所管部課名等は記載のとおりでございます。

まず、現在入所されている方向けに公表しているのですが、令和4年、5年に、5園を民営化するという方針でい

ます。それを今後1園に変更ということでございます。

変更の理由でございますけれども、2番のほうを見ていただきますと、本木東保育園につきましては、隣接する都市計画道路の引き渡しについて協議に時間がかかっているということで、なかなか進んでいないという状況でございます。方針については、都の道路用地確定後、引き渡しのための設置工事を経て、民営化を実施していこうと考えてございます。

続きまして20ページを御覧いただきますと、東花畑保育園、それから新田さくら保育園につきましては、都営住宅の建替工事がなかなか進まないということがありまして、延びているという状況です。都営住宅の建替えのタイミングに合わせて民営化をしたいと考えてございます。

続いて元宿こども園でございますが、認定こども園の認可基準の変更がございまして、現状の第一園舎、第二園舎と2つに分かれている状態では認可が下りないという理由がございまして。

今後の方針としましては、変更した園の在園児の保護者には通知及び保護者会等で説明していく。また令和3年度版保育施設利用申込案内に変更後の予定園を掲載し、分かりやすいように周知してまいります。

それから、最新の都営住宅の建替えスケジュール等を踏まえながら、民営化を含めた施設更新について、今年度策定する公共施設等総合管理計画の個別計画に反映させて、進捗を管理していきます。千住保育園につきましては、完全民営化に向けて施設点検等を実施して、整備していきます。

以上でございます。

○教育長 次に(6)について、安部子ども施設入園課長、お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 資料21ページを御覧ください。私からは「令和3年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について」、御報告させていただきます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

来年4月の保育園の申込みについては、基本的に例年と同じスケジュールで進めたいと思っております。

1番、利用申込対象施設でございますが、区立・私立認可保育所及び区立・私立認定こども園の長時間利用、なら

びに地域型保育(家庭的保育、小規模保育室)が対象となっております。

次に、利用申込の配布の開始時期でございますが、令和2年10月26日月曜日(火)から、記載の配布場所で配布を開始いたします。

3番、利用の申込の受付時期でございますが、令和2年11月17日(火)から12月1日(火)までとしております。受付場所は記載のとおりで平日、土日、必ずどこかで受付をする方向で予定しておりますが、11月23日は祝日ということで、ここだけ1日お休みを頂きたいと考えております。

22ページを御覧ください。スケジュールでございますが、12月1日に利用申込の受付を締め切りにさせていただきます。利用調整をした上で、2月上旬にはお申込者に通知・連絡ができればと考えております。

次に5番「小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園後の預け先の確保」でございます。先ほどの60号議案でも御説明しましたが、小規模保育(保育ママ)については、2歳で卒園してしまうということで、3歳児の受け皿の確保ということで、一般の申込みに先立ちまして先行利用調整を実施しております。今年度については8月17日(月)から9月14日(月)で、卒園児の方を対象に先行利用調整を実施いたします。

6番、保育コンシェルジュの相談ということで、今年についても保育コンシェルジュの相談を行いまして、可能な限り各お申込者の家庭状況に合わせた申込みができるように行っていきたいと考えております。

最後に、今後の方針の1番のところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、受付職員のマスク着用はもちろんですが、特設ブースで受付を行いますので、各受付11か所ございますが、アクリル板を設置するとともに、手指消毒を用意して感染症対策の予防には徹底していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(7)について、門藤支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 23ページを御覧ください。私からは特別支援学級の新規設置についての報告でございます。

新設学級の予定の学校につきましては、辰沼小学校、元通級の施設を活用し、建設する予定でございます。

設置の理由につきましては、1点目は、綾瀬川以東においては、小学校の知的学級は六木小と東渚江小の2校しかございません。また、東渚江小学校は現在32名、4学級でございます。令和3年度につきましては、入学希望者増ということで、5学級以上が見込まれております。非常に施設面では厳しい状況になるために、新設を設置することにいたしました。

なお、予算につきましては、工事費等全て530万円で、令和2年度予算で既に計上しております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(8)について、土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 恐れ入ります、タブレットの別冊資料1-1をお願いいたします。

令和元年度生涯学習振興公社の事業概要と収支決算について、御報告させていただきます。

まず、1ページでございます。公社の概要を記載しております。公社の常勤職員数27名、短時間再任用2名、非常勤13名の合計42名でございます。

組織経営方針、重点事項については記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。令和元年度の事業について報告をさせていただきます。

まず1番目の「あだち放課後子ども教室事業」でございます。区からの受託事業でございます。(1)の放課後子ども教室全学年実施校は69校中68校となりました。参加児童数はそちらに記載しておりますとおり、61万6,000人余でございます。体験プログラム実施校は69校でございます。

2番目の「文化事業」でございます。(6)足立ジュニア吹奏楽団運営、演奏活動の支援を行っております。これも区の受託事業でございます。

(8)小学校アウトリーチコンサート、1年生1クラスを対象に3校12回実施をさせていただきました。

それから、3番目は「生涯学習・スポーツ事業」でございますが、(1)あだち子どもサポーター養成講座は地域

人材の養成講座として読み語りボイストレーニング講座や折り紙教室、キッズ遊びサポーター講習会を実施しております。

4番目は「広報事業」でございます。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。収支決算の主な点について御説明させていただきたいと思っております。

3ページの一番下の〈15〉経常収益計が5億2,165万円余となっております。

4ページをお願いいたします。〈34〉こちらの経常費用の中の公益目的の部分を記載させていただいております。事業費が計4億7,970万円余ということでございます。

5ページをお願いいたします。こちらは〈56〉経常費用の法人会計分でございます。管理費計が4,661万円余でございます。

それから、最終6ページをお願いいたします。経常費用計は、先ほどの〈34〉と〈56〉を合わせまして、5億2,631万円余でございます。〈66〉の当期一般正味財産増減額、こちらにつきましてはマイナス465万円余となっております。〈68〉一般正味財産期末残高が2億5,852万円余ということで、〈71〉指定正味財産期末残高は15億円で変更ございませんので、最終的に後者のほうの正味財産期末残高は、17億5,852万3,897円ということでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項8件ございました。各委員からの御意見、御質問をお願いしたいと思います。何か御質疑はありますか。

浅井委員。

○浅井委員 来年度から医療的ケア児を受け入れるということなのですが、一応毎年希望者はあるということなので、そういう希望者の子たちに対して、現状としてはどういう支援をしているのか、教えてください。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 御相談は例年2、3件お受けしております。お子さんの状況によっては医療機関等へ御案内等がございますので、そちらへの御案内が主となっております。

○教育長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

河本委員。

○河本委員 13ページの鹿浜地区の小学校の統合についてなのですが、2つの学校の今後の統合された後の教室数は、各学年3クラスずつのようにお見受けしますが、長期的な児童数の見込みであるとか、このクラス数で対応可能かお聞きしたいなと思います。

○教育長 学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 両校の適正規模・適正配置の実施計画につきましては、平成30年1月の定例会で御報告させていただきましたが、その後は統合に向けた進捗のみ御報告ということで、新たに委員に就任された皆様に計画の中身を説明する機会がなく、申し訳なく思っております。後ほど適正規模・適正配置の実施計画書をお手元にお届けさせていただきます。

ご心配いただきました子どもの数と学級数ですが、実施計画を立てるに当たりましては、新田学園の反省を踏まえて3つの点に留意しております。

具体的には、1点目が、人口推計、これの高位推計を用いるということでございます。今年の2月に区の政策経営部が将来の開発動向を踏まえた新たな人口推計を公表しております。その高位推計で検証いたしました。

2点目が、住んでいるお子さんが全員入学するという前提で考えております。実際には私立、国公立、特別支援に行く子もいらっしゃいます。また、両校のこれまでの実績ですと75%程度のお子さんが自分の学校に進むということですが、それが100%という前提で検証いたしております。

3点目が、今現在1、2学年が35人学級ですが、6学年全てが35人学級になったと仮定すると、18クラスということになります。

実際、想定は当初12学級から15学級を見込んでおります。推計は、その後お子さんが徐々に減っていくということになっていきますので、18学級あれば余るだろうと思っております。

○教育長 最後のところが重要だったので、18あれば今から増えることはないのでは足りるということです。

よろしいですか。河本委員。

○河本委員 ありがとうございます。施設面でちょっと細かいことなのですが、気になるところが、コロナウイルスの感染対策ということで、手洗い場をセンサー式のも

のに全てすると書いてありますが、学校の改築されたトイレはセンサーライト、センサー水栓となっておりますが、水飲み場は現状どの小学校でも水道の蛇口をひねる必要があるのかというのをひとつお聞きしたいと思います。また、新しく建てる学校だからといって、なるべく使い勝手のいいものになっていかなければいけないと思うのですが、例えば鹿浜五色桜小学校の現任の先生方から新校舎になって便利な点や不便な点を多く聴取するべきだと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 水飲み場と手洗い場の件に関しましては、今、委員がおっしゃりますように、今までの新しい学校については、トイレについてはセンサー式という形を取り入れてまいりましたけれども、今回、この学校でコロナの対策もありますものですから、水飲み場におきましてもセンサー式を導入して対応したいと思っております。

その中で、やはり水を飲むことができないとか、そういったことも検討していかなければなりませんので、その辺は今後実施設計の中で検討していきたいと考えてございます。

また、新しい学校を造るということで地域の皆さんの意見も聞きながら進めているところでありますし、今までの鹿浜五色桜小学校からアンケートも取って、設計の中に取り組んでおり、今後もそうした形で進めていきたいと考えてございます。

○河本委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。使いにくくなったところを調査してということですね。

水飲み場、直接水道から飲む習慣がどうかというのも考えないといけないかもしれないですね。

○河本委員 そういうのも含めて検討していただければと。

○教育長 ありがとうございます。

○河本委員 もう1点。

○教育長 どうぞ、河本委員。

○河本委員 15ページ、自然教室の実施についてなのですが、非常に心配しております。今、東京都の感染者が毎日200人を超える毎日の報道を聞いておりますと、この現状で9月、本当に大丈夫なのかなという気はしております。

緊急事態宣言も今は発令されていませんし、国から県をまたぐなとも言われていませんが、東京都の発表ではかなりの緊急事態だということで、極力東京をまたいでの移動はお控えくださいというアナウンスがありました。これは確かに制限されているとは言えないかもしれませんが、現状を踏まえ、また日々やってくださっているのは分かっているのですけれども、子どもの命に関わることなので、区としては慎重に対応して行ってほしいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員が今、お話しいただきましたように、ここ数日で東京都の感染者数もかなり増えてきているということで、心配があるのは私たちも感じているところではあります。これまでも慎重に検討してきたところですが、保護者の方からも直接私どもに御意見をお寄せいただいています。心配なので中止という御意見がある一方、子どもたちのことを考えると、ぜひとも感染予防策を取った上で実施してほしいという意見も実際にあるところです。

実施までには各学校とも連携しまして、感染予防策を徹底した上でやってまいりたいと思っております。

以上です。

○教育長 という状況なので、慎重に判断をしていきたいと思えます。

○河本委員 お願いします。

○教育長 ほかいかがでしょうか。小関委員。

○小関委員 鋸南と日光は行く。魚沼は中止ということで、小学校は行くけれども、中学校は行かないということでの判断はもろもろあると思うのですけれども、魚沼のほうでは、魚沼市地域づくり振興公社との協議の結果ということですが、鋸南市、あるいは日光市との協議とそれぞれからの了解を得ているのかどうかということについて、すごく私は心配なので教えていただきたいと思えます。

あと、区として判断していただいたことについて、中止する理由も含めて保護者への通知、子どもへの通知を区としてどういうふうにしていくのか、教えていただければと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず鋸南町、それから日光市には私ども学務課のほうから直接問い合わせをさせていただきまして、確認をしています。それぞれの保健所のほうにも確認を取って

いて、受け入れ体制ですとか、病院への搬送等につきましても確認を取っているところです。また、各地元と交流等もありますので、その辺につきましても確認を取った上での判断ということになっております。

もう1つのお子さんや保護者の方への通知ですけれども、今、準備をしております、教育長名で保護者の方宛てに実施の可否等の理由も含めて通知を発送する予定でおります。

○教育長 よろしいですか。我々とする、行く判断をしたわけですけれども、魚沼については先方から来ていただきたくないというお話なので、残念ながら行けないという状況です。

ほかいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 話題は戻るわけですけれども、13ページに記載のある、河本委員がたくさん質問されていまして北鹿浜と鹿浜西小学校統合の件ですけれども、基本構想・基本計画の概要で、イのところでは一番最後、「地域に開かれた施設」となっておりますが、小学校が地域にどのように開かれて、地域とともにやっっていこうとしているのか、大変興味があるので、ちょっと触れていただけたらと思ひまして。

○教育長 学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 こちらにつきましては、1階の部分に地域の方々が実際に滞在していただいて、見守りにもつながるのかなと思うのですが、地域の連携室ですとか、あるいはPTA室というのもセキュリティにも配慮して1階の管理部門のところに配置します。1階には子どもたちが戯れるような部分がございますので、そのところとの連携によって、地域に開かれた学校になれるのではないかと、いう考えをもって、現在設計を進めているところでございます。

それ以外にもいろいろと校庭のところでの触れ合いだとかもあるのかなと思うのですけれども、大きな柱としましては、やっぱり地域の方々が絶えず滞在していただける部屋を設けるのだというところにちょっと力を入れていけたらと思っております。

○教育長 よろしいですか。近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。特に生徒たちと、児童たちと、それから地域の方が何かを通して触れ合うみたいな、そういった開かれたという形の活動とかはあまりない

のですか。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 ここでまとめているのは、ハード的な内容とさせていただきます。今後、ソフト面でどういことができるのか、それについては別途検討させていただきたいと思います。

○近藤委員 分かりました。

○教育長 鹿浜は、獅子舞だったかな、太鼓もあったような気がするのですが、そういう地域の子どもたちが参加するものもあるのです。地域の方が昔遊びとかそういったことも含めて、日常的に来ていただいて、指導していただいたり、遊んだりしていただく。そういうつながりを持たせたいというところで、拠点となる部屋をつくったりとか、そういうことを考えているのですね。

○近藤委員 分かりました。伝統の継承にもなりますね。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。浅井委員。

○浅井委員 6月22日から学校が一斉登校になってもう1か月弱なのですが、感染者の報告は受けているものの、その他に報告を受けてないので、個々の学校によっていろいろ問題点とかも違うと思いますけれども、大まかに今の状況を教えていただけたらなど。大まかで結構なので。

○教育長 先日、千寿桜小にお伺いしましたが、授業については、子どもたちがソーシャルディスタンスを取れるようにということで、机の配置を考えながらやっているというところと、例えばさっき出ていた水飲み場には、目印が描いてあって、そこでちゃんと次の順番を待つということにしていますし、それから、最初に登校したときにはちゃんと熱を計ってきているのか、計ってきていないのかという連絡帳もあって、それを忘れてしまったらどうしようとか、そういったところまで踏み込んで、やり過ぎじゃないのというような区民の声も実は頂いています。それぐらい丁寧に子どもたちの健康の状態をチェックして、ソーシャルディスタンスを取って、授業や活動を進めているというのが今の状況で、大きな混乱とかは子どもたちにはありません。

それから、コロナが怖くて学校に行けないのだという子ども数も極めて少ないという報告を受けていて、今のところ大きな問題はないと考えております。ただ、これから暑くなって熱中症対策とどうなのかとか、そういったことも一緒に考えなければいけない。それから、夏休みが短縮されていく、その間、夏の暑いときどうするのか、こういったことも一緒に考えていかなければいけないという課題はあると思います。

それからもう1つ、昼食については、私としてはいい評判しか聞いてないのですが、ただ、量が足りないとか、そういう声は若干あるようですが、今のところ大きな不満は聞こえてきていません。

何か補足があればどこかで。大丈夫ですか。また細かいことがあれば。

いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第7回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時54分開会

令和 2 年 第 7 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和 2 年 7 月 1 6 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 6 0 号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	2
日程第 2	第 6 1 号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について……………	8
日程第 3	教育長報告	
2 報告事項		
(1)	文部科学省「G I G A スクール構想」の実現に向けた国庫補助事業への申請について（児童・生徒 1 人 1 台の P C 環境の整備に向けて）	《森 教育政策課長》 1 1
(2)	【追加】北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について	《臺 学校施設課長》 1 3
(3)	【追加】令和 2 年度自然教室の実施について	《半貫 学務課長》 1 5
(4)	区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討内容について	《菊地 子ども政策課長》 1 7
(5)	公立園の民営化実施時期について	《島田 子ども施設運営課長》 1 9
(6)	令和 3 年 4 月入所に向けた保育施設利用申込の受付について	《安部 子ども施設入園課長》 2 1
(7)	小学校特別支援学級（固定）の新設について	《門藤 支援管理課長》 2 3
(8)	令和元年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について	《土田 生涯学習振興公社事務局長》 別冊
3 情報連絡事項		
(1)	公募型プロポーザル方式による小・中学校用務業務委託の業者選定について	[学校支援課] 2 6
(2)	事業実施報告・実施予定	[青少年課] 2 7
(3)	「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について	[教育相談課] 2 8
(4)	東部地域における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について	[教育相談課] 2 9
(5)	特例課程教室あすテップへの通級状況について	[教育相談課] 3 0
(6)	行事实施結果・実施予定	[生涯学習振興公社] 3 1

第 6 0 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 区長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に該当する場合に限る。）」を加える。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

第 3 7 条第 4 号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労

その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 6 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 1 6 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由</p> <p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（令和 2 年 3 月厚生労働省令第 4 0 号）が公布されたため、これに伴い条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供することとされているが、次に該当するときは、卒園後の受け入れのための連携施設の確保を不要とすることができると改正された。</p> <p>(1) 利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>※区で実施している、先行利用調整が該当</p>
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号</p>	<p>平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>
<p>(保育所等との連携)</p>	<p>(保育所等との連携)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 区長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>4 区長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p>
<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であ</p>	<p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定</p>

改正前	改正後
<p>って、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(職員) (中略)</p>	<p>(職員) (中略)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p>
<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 (中略)</p>	<p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 (中略)</p>
<p>(居宅訪問型事業)</p>	<p>(居宅訪問型事業)</p>
<p>第37条 居宅訪問型事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p>	<p>第37条 居宅訪問型事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u> への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

改正前	改正後
	付 則 この条例は、公布の日から施行する。

第 6 1 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

依頼元	従事内容	従事日時
株式会社 地方議会総合 研究所	地方議会セミナー講師 「役所を動かす一般質問とは」	7 月 2 1 日（火） 10:00～12:30
	地方議会セミナー講師 「よくわかる地方財政と自治体予算」	7 月 3 1 日（金） 10:00～17:00
宇部市	宇部市行革検討委員会講師 「公共施設をテーマにした検討委員会」	8 月 7 日（金） 18:00～20:00
一般社団法人 日本経営協会	自治体職員セミナー講師 「財政危機を乗り越えるための行政改革」	8 月 1 9 日（水） 13:00～17:00
	自治体職員セミナー講師 「地方自治体におけるこれからの予 算編成と執行管理のあり方」	8 月 2 5 日（火） 13:00～17:00
		8 月 2 6 日（水） 9:30～16:30
	自治体職員セミナー講師 「基礎から学ぶ予算編成と予算執行管理」	9 月 3 日（木） 13:00～17:00
		9 月 4 日（金） 10:00～16:00
	自治体職員セミナー講師 「新任担当者のための財政基礎実務」	9 月 9 日（水） 13:00～17:00
9 月 1 0 日（木） 9:30～16:30		

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基
づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 7 月 1 6 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等</p> <p>(1) 地方議会セミナー講師（株式会社地方議会総合研究所）</p> <p>ア 「役所を動かす一般質問とは」</p> <p>日時：7 月 2 1 日（火） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 3 0 分</p> <p>場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 （東京都豊島区東池袋 1 - 6）</p> <p>イ 「よくわかる地方財政と自治体予算」</p> <p>日時：7 月 3 1 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分</p> <p>場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 （東京都豊島区東池袋 1 - 6）</p> <p>(2) 自治体職員セミナー講師（一般財団法人日本経営協会）</p> <p>ア 「財政危機を乗り越えるための行政改革」</p> <p>日時：8 月 1 9 日（水） 1 3 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分</p> <p>場所：日本文化興隆財団会議室（渋谷区千駄ヶ谷 4 - 5 - 1 0）</p> <p>イ 「地方自治体におけるこれからの予算編成と執行管理のあり方」</p> <p>日時：8 月 2 5 日（火） 1 3 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分</p> <p>8 月 2 6 日（水） 9 時 3 0 分～ 1 6 時 3 0 分</p> <p>場所：パピヨン 2 4（福岡県福岡市博多区千代 1 - 1 7 - 1）</p> <p>ウ 「基礎から学ぶ予算編成と予算執行管理」</p>

	<p>日時： 9月3日（木） 13時00分～17時00分 9月4日（金） 10時00分～16時00分 場所： 日本文化興隆財団会議室（渋谷区千駄ヶ谷4-5-10）</p> <p>エ 「新任担当者のための財政基礎実務」</p> <p>日時： 9月9日（水） 13時00分～17時00分 9月10日（木） 9時30分～16時30分 場所： 福岡商工会議所（福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28）</p> <p>(3) 宇部市行革検討委員会講師（宇部市役所）</p> <p>ア 「公共施設をテーマにした検討委員会」</p> <p>日時： 8月7日（金） 18時00分～20時00分 場所： 宇部市総合福祉会館（山口県宇部市琴芝町2-4-20）</p>
<p>今後の方針</p>	<p>従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	文部科学省「GIGAスクール構想」の実現に向けた国庫補助事業への申請について（児童・生徒1人1台のPC環境の整備に向けて）
所管部課名	教育指導部 教育政策課、政策経営部 情報システム課
内 容	<p>このたび、文部科学省「GIGAスクール構想」の実現に向けた国庫補助事業を活用するための申請を国に提出することになったので報告する。</p> <p>1 文部科学省「GIGAスクール構想」とは（概要） ※ GIGA = Global and Innovation Gateway for All</p> <p>1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させる構想。</p> <p>2 文部科学省「GIGAスクール構想」国庫補助事業内容（概要）</p> <p>(1) 児童・生徒用端末の補助要件</p> <p>ア 令和2年度中に、児童・生徒1人1台の端末を整備する。</p> <p>イ <u>上記アのうち、児童・生徒3人に1台分は、自治体が一般財源で整備する。</u></p> <p>ウ 補助対象は本体（OS）のみで、保守費用やソフトは対象外。</p> <p>(2) 補助金概要</p> <p>ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金</p> <p>イ 公立学校情報機器整備費補助金（1人1台端末の整備） <u>補助対象：児童・生徒3人に2台分</u> <u>補助割合：定額（4.5万円/台）</u></p> <p>3 申請に至った経緯</p> <p>ア 区では令和元年度に（5年間で）42億円の予算を投じて教育ICT環境の整備に着手。教員用タブレットに加え、児童・生徒用PC端末を1校40台、総計約5千台を配備した。</p> <p>イ 令和元年度末、国が「GIGAスクール構想」を発表し、令和5年度までに1人1台端末の整備を行う補助事業が開始。 区は、補助要件である3人に1台分のPC端末を整備する目途が立たなかったことから、申請を見送った。</p> <p>ウ 令和2年4月、国はコロナ対策として、令和5年度までに達成するとしていた「1人1台の端末の整備」の前倒しを決め、自治体に補助事業の活用を促した。</p> <p>エ 令和2年5月、区はオンラインによる家庭学習の支援を図るため、新たにPC端末を1万台追加することとした。 既存の5千台と合わせて、約1万5千台のPC端末を確保したことで、国の補助事業である要件（＝3人に1台分のPC端末を整備）を満たしたため、補助申請を行うこととした。</p>

	<p>4 補助金交付スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの通知 5月21日 ・ 交付申請希望回答 6月 1日 ・ 交付内定 7月 1日 ・ 交付申請書提出 7月中旬 ・ 交付決定 8月中旬予定 								
	<p>5 児童・生徒1人1台（45,000台の確保）に向けたステップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定台数</th> <th>概算費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 令和元年度 Windowsタブレット 5,064台 / 45,000人 </td> <td> 児童・生徒用、教員用タブレット、充電保管庫、サーバ、データセンター等 ※回線使用料は5年分に換算（以下同） 計15.6億円 </td> </tr> <tr> <td> 令和2年度（6月補正） Chrome bookタブレット 10,000台追加 15,064台 / 45,000人 ★「3人に1台」達成（要件クリア） </td> <td> 児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ等 計13.1億円 </td> </tr> <tr> <td> 令和2年度（国の補助決定後） Windowsタブレット 30,000台追加=3人に2台分 45,064台 / 45,000人 ★補助金約13.5億円=4.5万円×30,000台 </td> <td> 児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ増強、回線使用料（増速） 計93.6億円 補助差し引き後 80.1億円 </td> </tr> </tbody> </table>	想定台数	概算費用	令和元年度 Windowsタブレット 5,064台 / 45,000人	児童・生徒用、教員用タブレット、充電保管庫、サーバ、データセンター等 ※回線使用料は5年分に換算（以下同） 計15.6億円	令和2年度（6月補正） Chrome bookタブレット 10,000台追加 15,064台 / 45,000人 ★「3人に1台」達成（要件クリア）	児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ等 計13.1億円	令和2年度（国の補助決定後） Windowsタブレット 30,000台追加=3人に2台分 45,064台 / 45,000人 ★補助金約13.5億円=4.5万円×30,000台	児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ増強、回線使用料（増速） 計93.6億円 補助差し引き後 80.1億円
	想定台数	概算費用							
	令和元年度 Windowsタブレット 5,064台 / 45,000人	児童・生徒用、教員用タブレット、充電保管庫、サーバ、データセンター等 ※回線使用料は5年分に換算（以下同） 計15.6億円							
	令和2年度（6月補正） Chrome bookタブレット 10,000台追加 15,064台 / 45,000人 ★「3人に1台」達成（要件クリア）	児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ等 計13.1億円							
令和2年度（国の補助決定後） Windowsタブレット 30,000台追加=3人に2台分 45,064台 / 45,000人 ★補助金約13.5億円=4.5万円×30,000台	児童・生徒用追加端末、増台分充電保管庫、サーバ増強、回線使用料（増速） 計93.6億円 補助差し引き後 80.1億円								
<p>補助対象外</p>									
<p>補助対象</p>									
<p>令和2年度以降の見込み額： 計106.7億円（93.2億円）</p>									
<p>6 今後のコストの見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末の入替えサイクルは4～5年程度。 ・ <u>今後4～5年ごとに100億円以上（毎年20億円以上）の負担が生じる見込み。</u> ・ 今後の国の補助金については、現段階では情報なし。 									
<p>今後の方針</p>	<p>国に補助申請を行い、「GIGAスクール構想の実現」に向けた財源確保に必要な手続きを行う。</p>								

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	【追加】北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について														
所管部課名	学校運営部学校施設課 学校改築担当部学校改築担当課														
内 容	<p>北鹿浜小学校・鹿浜西小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本構想・基本計画の概要</p> <p>(1) 基本方針 「出会いと発見の学び舎」</p> <p>ア 新たな出会いと発見を生む、充実した学習環境</p> <p style="margin-left: 20px;">① 快適で安全な生活環境が整った学習環境</p> <p style="margin-left: 20px;">② 時代の変化に対応できる施設</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 成長を実感できる教育施設</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 情報社会に対応できる施設</p> <p>イ 地域の拠点となる学校</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 地域のシンボルとしての施設</p> <p style="margin-left: 20px;">⑥ 地域防災の拠点としての施設</p> <p style="margin-left: 20px;">⑦ 地域に開かれた施設</p> <p>ウ 新たな生活様式への対応や環境への配慮</p> <p style="margin-left: 20px;">⑧ 健康で快適な生活を送ることのできる施設</p> <p style="margin-left: 20px;">⑨ 利用しやすく人と環境にやさしい施設</p> <p>(2) 施設概要等</p> <p>ア 構 造：鉄筋コンクリート造</p> <p>イ 階 数：5階建て（5階はプール等）</p> <p>ウ 敷地面積：11,647㎡</p> <p>エ 延床面積：9,500㎡程度</p> <p>オ 主要諸室：普通教室（18室）、多目的教室（3室）、特別教室等（11室）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">階数</th> <th style="width: 80%;">主要諸室・校庭内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校舎</td> <td style="text-align: center;">5階</td> <td>プール、更衣室、電気室、太陽光パネル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2階</td> <td>普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1階</td> <td>図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、</td> </tr> </tbody> </table>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル	4階	普通教室（6室）、多目的教室等	3階	普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等	2階	普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室	1階	図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、
種別	階数	主要諸室・校庭内訳													
校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル													
	4階	普通教室（6室）、多目的教室等													
	3階	普通教室（6室）、多目的教室、音楽室、理科室、特別活動室等													
	2階	普通教室（6室）、多目的教室、家庭科室、体育館、職員室、校長室、事務室													
	1階	図書室、センターホール、視聴覚室（ランチルーム）、													

校舎	1階	図工室、特別活動室、保健室、特別支援教室、給食室、地域連携室、PTA室、放課後子ども教室、学童保育室、子育てサロン等
校庭	—	150mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、体育倉庫等

※ 詳細は別添資料1「基本構想・基本計画書」のとおり

2 水害の視点を考慮した主な防災対策

- (1) 洪水災害に対応できるよう、主な避難場所となる体育館及び備蓄倉庫は水没しない2階とする。
- (2) 災害対策の拠点となる職員室は体育館同様2階に計画し、避難者への炊出し支援に活用できる家庭科室も2階に配置する。
- (3) 体育館がある2階への直通階段は大階段とし、明確で安全な避難動線を確保する。
- (4) 各階に広い廊下とオープンスペースを設け、災害時に活用する。
- (5) 防災備蓄倉庫は、統合前の各校の備蓄数を足し合わせた備蓄ができる広さとする。
- (6) 受変電設備を含む主要な電気及び機械設備は、水没しない2階以上に配置する。
- (7) 学校施設では初となる非常用発電設備（約28時間継続対応）を設け、災害時に活用する。

3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- (1) 主な避難所となる体育館を中心に、開放面積を十分に確保できる外倒し窓を設置し、空気を循環させる構造とする。
- (2) 教室の大きさを縦8m×横8mとし、室内の家具を移動可能な構造とすることにより、在籍児童40名であっても感染症対策に有効な最低限の座席間隔（前後1.1m、左右1m）を確保する。
- (3) 児童が使用する手洗い水栓等の衛生器具を非接触型（センサー式）とするなど、衛生面の配慮を行う。

4 今後の予定

- ・ 令和2年7月
～令和3年3月・・・旧鹿浜中学校校舎解体工事（新校予定地）
- ・ 令和3年7月
～令和5年2月・・・新校舎建設工事
- ・ 令和5年3月下旬・・・新校舎に移転
- ・ 令和5年4月・・・統合・学校運営開始

今後の方針	住民、統合地域協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。
-------	--

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	【追加】令和2年度自然教室の実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>令和2年度の小・中学校自然教室について、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大予防策をとったうえで実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施期間</p> <p>(1) 鋸南自然教室：9月～令和3年3月（2泊3日）</p> <p>(2) 日光自然教室：9月～12月（1泊2日）</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 昨年度、赤城自然教室に行けなかった5校は2泊3日で実施。</p> <p>(3) 魚沼自然教室：中止</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 魚沼自然教室は、魚沼市内の民間宿舎を利用しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で受入体制が整わず、魚沼市、魚沼市地域づくり振興公社との協議の結果、中止とする。</p> <p>2 自然教室中止の判断</p> <p>次の場合は、自然教室を中止する。</p> <p>(1) 全学校の中止</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 緊急事態宣言が発令されたとき</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 県をまたぐ移動が制限されたとき</p> <p>(2) 学校ごとの中止</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 自然教室の出発日が、学校内の陽性者発生により学校閉鎖中であるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 自然教室の出発日が、参加予定学年内の陽性者発生により学年閉鎖または学級閉鎖中であるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 自然教室の実施について、保護者の同意を得られないとき</p> <p style="padding-left: 4em;">※ 保護者会等で、感染症予防対策をとり実施することを説明し、保護者の参加同意が一定数（3割程度）得られない場合は、教育委員会と協議し、中止の検討をする。</p> <p>3 感染症拡大予防対策</p> <p>(1) 児童・生徒の体調管理の徹底</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 出発日の1週間前から当日の間に風邪症状や体調不良が継続している児童・生徒は参加不可とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 出発当日の朝、発熱や風邪症状が見受けられた児童・生徒は参加不可とする。</p>

	<p>ウ 児童・生徒に体温計を持参させ、実施期間中、毎日検温し、教員が体調をチェックする。</p> <p>(2) バス内での対策</p> <p>ア 観光バスは5分に一回、車内の空気が入れ替わる「外気導入固定運転」を行う。</p> <p>イ 乗車前に手指の消毒をする。車内ではマスクを着用し、会話を控える、飲食をしないなどの対策をする。</p> <p>ウ バス内での密を解消するため、バス台数の増便を検討する。</p> <p>(3) 宿舎内での対策</p> <p>宿舎内の部屋を定員以下の人数で宿泊できるよう配慮する。食事時は対面にならないよう配置し、入浴は人数を制限して行う。</p> <p>4 体験内容</p> <p>児童・生徒が密にならないように工夫する。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の疑いがある児童・生徒への対応</p> <p>【対象児童・生徒】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が疑われる児童・生徒は宿舎内で隔離する。保護者に連絡するとともに保健所に連絡する。PCR検査が必要と診断された場合には、保健所の指示に従い、保護者の同意を得た上で検査を実施する。当該児童・生徒が「陽性」と判定された場合には保護者に迎えに来てもらう。</p> <p>【同行児童・生徒】</p> <p>PCR検査を行う児童・生徒が発生した場合、検査結果が出るまで宿舎待機とする。検査の結果、当該児童・生徒が「陽性」と判定された場合には、濃厚接触の可能性があるので、途中で自然教室を中止し、帰校する。</p>
<p>今後の方針</p>	

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	区立保育園での医療的ケア児受け入れに向けた検討内容について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課、 子ども施設運営課、子ども施設入園課 こども支援センターげんき 支援管理課
内 容	<p>区立保育園における医療的ケア児の受け入れに向けた検討内容について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 背景</p> <p>平成28年の児童福祉法、平成29年の保育所保育指針の改定に伴い、自治体に対し、医療的ケア児受け入れの促進及び体制の整備に関する努力義務が課せられた。</p> <p>こうした国の動きを受け、足立区においても一定の条件のもと、令和3年4月より、区立保育園の医療的ケア児の受け入れを開始する。</p> <p>2 医療的ケア児受け入れの要件</p> <p>国の推奨により平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の一環として、保育所での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られることを目的に策定された「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を基に、受け入れ要件を以下のように定める。</p> <p>(1) 保護者が就労や病気等の理由により、日中保育所等で保育を行うことが必要であること。</p> <p>(2) 集団での保育生活を行うことが可能であること。</p> <p>(3) 保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、緊急時や災害時に備え、事前に主治医及び保護者と対応手順書や搬送する特定の医療機関（後方支援病院）の連絡先について、あらかじめ確認が取れていること。</p> <p>3 入所判定の仕組み</p> <p>対象児の受け入れにあたり、新たに学識者、外部医師、区職員を構成員とする『（仮称）医療的ケア児等支援委員会』を設置する。</p> <p>本委員会において、主治医からの意見書、行動観察、面談等により、対象児の集団保育が可能であるかを判断する。</p> <p>4 保育施設入所までの主な流れ</p> <p>(1) 入所相談</p> <p>医療的ケア児の総合的支援機関と位置付けする、「こども支援センターげんき」にて、医療的ケア児の専門相談を実施し、入所に関する内容と必要な手続きを案内する。</p> <p>(2) 『（仮称）医療的ケア児等支援委員会』の開催</p>

	<p>(3) 保育施設利用の入所選考 支援委員会において、集団保育が可能と判断された児童については、保育施設利用申し込みを受理し、実施要項に基づき選考を行う。 なお、利用調整結果によっては、待機となる場合もある。</p> <p>5 受け入れ可能とする医療行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経管栄養（経鼻、胃ろう） ・ 導尿 ・ 痰吸引 ・ 血糖値測定、インスリン注射 <p>6 対象年齢 1歳児から5歳児</p> <p>7 受け入れ園及び人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区立保育園3園 上沼田保育園、中島根保育園、東綾瀬保育園 ・ 各園原則2名以内 <p>8 今後の取り組み</p> <p>(1) 令和3年4月入所に向けて 『（仮称）医療的ケア児等支援委員会』の設置 令和2年10月の開催に向け、準備を進める。</p> <p>(2) 令和3年4月以降</p> <p>ア 就学に向けた仕組みづくり 進学先の小学校と連携し、就学相談や学校支援（医療的ケア・相談）を行い、円滑なつながりの仕組みを構築する。</p> <p>イ 看護師研修による医療スキルの向上 新たに策定する「看護師人材育成体系」に、医療的ケア専門研修を職層に応じ位置付けし、看護師全体の技術向上を図る。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>今後の医療的ケア児受け入れに関しては、保護者の利用要望状況を踏まえ、引き続き検討していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	公立園の民営化実施時期について																														
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども施設運営課、子ども政策課																														
内 容	<p>現在公表している今後の公立園民営化の実施時期について、下記のとおり一部変更する。</p> <p>1 変更内容</p> <p>令和4年度の本木東保育園、令和5年度の東花畑保育園、元宿こども園、新田さくら保育園の4園について、民営化の実施時期を変更する。</p> <p>【変更前の民営化予定園（現行）】（太字は都住下の園）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施年度</th> <th style="width: 55%;">民営化予定園</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>本木東</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td>東花畑</td> <td>都営住宅1階</td> </tr> <tr> <td>元宿こども園第一園舎</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二園舎</td> <td>都営住宅1階</td> </tr> <tr> <td>公設民営 新田さくら</td> <td>都営住宅1階</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公設民営 千住</td> <td>職員住宅併設</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;"></p> <p>【変更後の民営化予定園】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施年度</th> <th style="width: 55%;">民営化予定園</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>公設民営 千住</td> <td>職員住宅併設</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 変更の理由及び方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">本木東保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">理由</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園の敷地に都市計画道路の計画線が重なっており、都との用地引き渡しに係る協議に時間がかかっているため。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都の道路用地確定後、用地引き渡しのための設計・工事を経て、民営化を実施する。 ・ 用地引き渡しのための設計後、スケジュールを確定させる。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施年度	民営化予定園	備考	令和4年度	本木東		令和5年度	東花畑	都営住宅1階	元宿こども園第一園舎		第二園舎	都営住宅1階	公設民営 新田さくら	都営住宅1階		公設民営 千住	職員住宅併設	実施年度	民営化予定園	備考	令和5年度	公設民営 千住	職員住宅併設	本木東保育園		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園の敷地に都市計画道路の計画線が重なっており、都との用地引き渡しに係る協議に時間がかかっているため。 	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の道路用地確定後、用地引き渡しのための設計・工事を経て、民営化を実施する。 ・ 用地引き渡しのための設計後、スケジュールを確定させる。
実施年度	民営化予定園	備考																													
令和4年度	本木東																														
令和5年度	東花畑	都営住宅1階																													
	元宿こども園第一園舎																														
	第二園舎	都営住宅1階																													
	公設民営 新田さくら	都営住宅1階																													
	公設民営 千住	職員住宅併設																													
実施年度	民営化予定園	備考																													
令和5年度	公設民営 千住	職員住宅併設																													
本木東保育園																															
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園の敷地に都市計画道路の計画線が重なっており、都との用地引き渡しに係る協議に時間がかかっているため。 																														
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の道路用地確定後、用地引き渡しのための設計・工事を経て、民営化を実施する。 ・ 用地引き渡しのための設計後、スケジュールを確定させる。 																														

	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="459 226 1391 277">東花畑保育園・新田さくら保育園</th> </tr> <tr> <td data-bbox="459 277 576 376">理由</td> <td data-bbox="576 277 1391 376"> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替工事の遅延により、保育園用地の創出時期が未定のため。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 376 576 618">方針</td> <td data-bbox="576 376 1391 618"> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替えのタイミングにあわせて民営化を実施する。 都営住宅の建替えのスケジュールが長期に渡り示されず、民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。 </td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="459 618 1391 672">元宿こども園</th> </tr> <tr> <td data-bbox="459 672 576 815">理由</td> <td data-bbox="576 672 1391 815"> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の認可基準変更により、現状の第一園舎・第二園舎と分かれた状態では、認可がおりないため。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 815 576 913">方針</td> <td data-bbox="576 815 1391 913"> <ul style="list-style-type: none"> 民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。 </td> </tr> </table>	東花畑保育園・新田さくら保育園		理由	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替工事の遅延により、保育園用地の創出時期が未定のため。 	方針	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替えのタイミングにあわせて民営化を実施する。 都営住宅の建替えのスケジュールが長期に渡り示されず、民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。 	元宿こども園		理由	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の認可基準変更により、現状の第一園舎・第二園舎と分かれた状態では、認可がおりないため。 	方針	<ul style="list-style-type: none"> 民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。
東花畑保育園・新田さくら保育園													
理由	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替工事の遅延により、保育園用地の創出時期が未定のため。 												
方針	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅建替えのタイミングにあわせて民営化を実施する。 都営住宅の建替えのスケジュールが長期に渡り示されず、民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。 												
元宿こども園													
理由	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の認可基準変更により、現状の第一園舎・第二園舎と分かれた状態では、認可がおりないため。 												
方針	<ul style="list-style-type: none"> 民営化の予定が立たない場合は、近隣の保育需要等に応じて、対応を検討する。 												
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更とした園の在園児の保護者には、通知及び保護者会等で説明する。 令和3年度版保育施設利用申込案内（令和2年10月発行予定）に、変更後の予定園を掲載し、令和3年4月から入所を希望する保護者へ周知する。 最新の都営住宅の建替えスケジュール等を踏まえながら、民営化を含めた施設更新について、今年度策定する「公共施設等総合管理計画の個別計画」に反映させ、進捗管理をしていく。 千住保育園については、完全民営化に向けて施設点検等を実施し、整備していく。 												

教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	令和3年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について																												
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																												
内 容	<p>認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。</p> <p>1 利用申込対象施設</p> <p>(1) 区立・私立認可保育所 (2) 区立・私立認定こども園（長時間利用） (3) 地域型保育（家庭的保育・小規模保育）</p> <p>2 利用申込案内の配布</p> <p>(1) 開始日 令和2年10月26日（月）から</p> <p>(2) 配布場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">配布場所</th> <th style="width: 50%;">配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td rowspan="2">開庁日の午前8時30分から 午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td>開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用申込受付</p> <p>(1) 受付期間 令和2年11月17日（火）～12月1日（火） ※11月23日（月・祝）を除く</p> <p>(2) 受付場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 50%;">受付場所</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">○…受付可 ×…受付不可</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">受付時間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">平日</th> <th style="width: 10%;">土</th> <th style="width: 10%;">日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）※</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">午前9時から 午後4時</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所、 区立認定こども園</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※11月29日（日）、30日（月）、12月1日（火）は 中央館1階ホール</p>	配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から 午後5時15分	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで	受付場所	○…受付可 ×…受付不可			受付時間	平日	土	日	区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）※	○	×	○	午前9時から 午後4時	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×	区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×
配布場所	配布時間																												
子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から 午後5時15分																												
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																													
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																												
受付場所	○…受付可 ×…受付不可			受付時間																									
	平日	土	日																										
区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）※	○	×	○	午前9時から 午後4時																									
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×																										
区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×																										

4 スケジュール

令和2年	10月26日(月)	保育施設利用申込案内の配布開始
	11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
	11月17日(火)	利用申込受付開始
	12月1日(火)	利用申込受付締切
	12月～	利用調整
令和3年	2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

5 小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園後の預け先の確保

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込を受け付ける「先行利用調整」を実施する。

(1) 申込期間

8月17日(月)～9月14日(月)

(2) 先行利用調整時の募集人数

	令和3年
先行利用調整 募集人数	218人

※募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。

※「先行利用調整」に申し込まなかった、または、待機になった場合でも、通常の令和3年4月入所申請が可能。

6 保育コンシェルジュによる相談

令和3年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

(1) 区役所での相談（10月中旬から12月1日は特設会場設置）

(2) 子育てサロン、足立福祉事務所福祉課（千住、東部、西部、北部）等での出張相談

今後の方針

1 新型コロナウイルス感染症対策として、受付職員のマスク着用を徹底する。また、各受付（11か所）にアクリル板を設置するとともに、手指消毒を用意する。

2 あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページやツイッター・フェイスブックでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

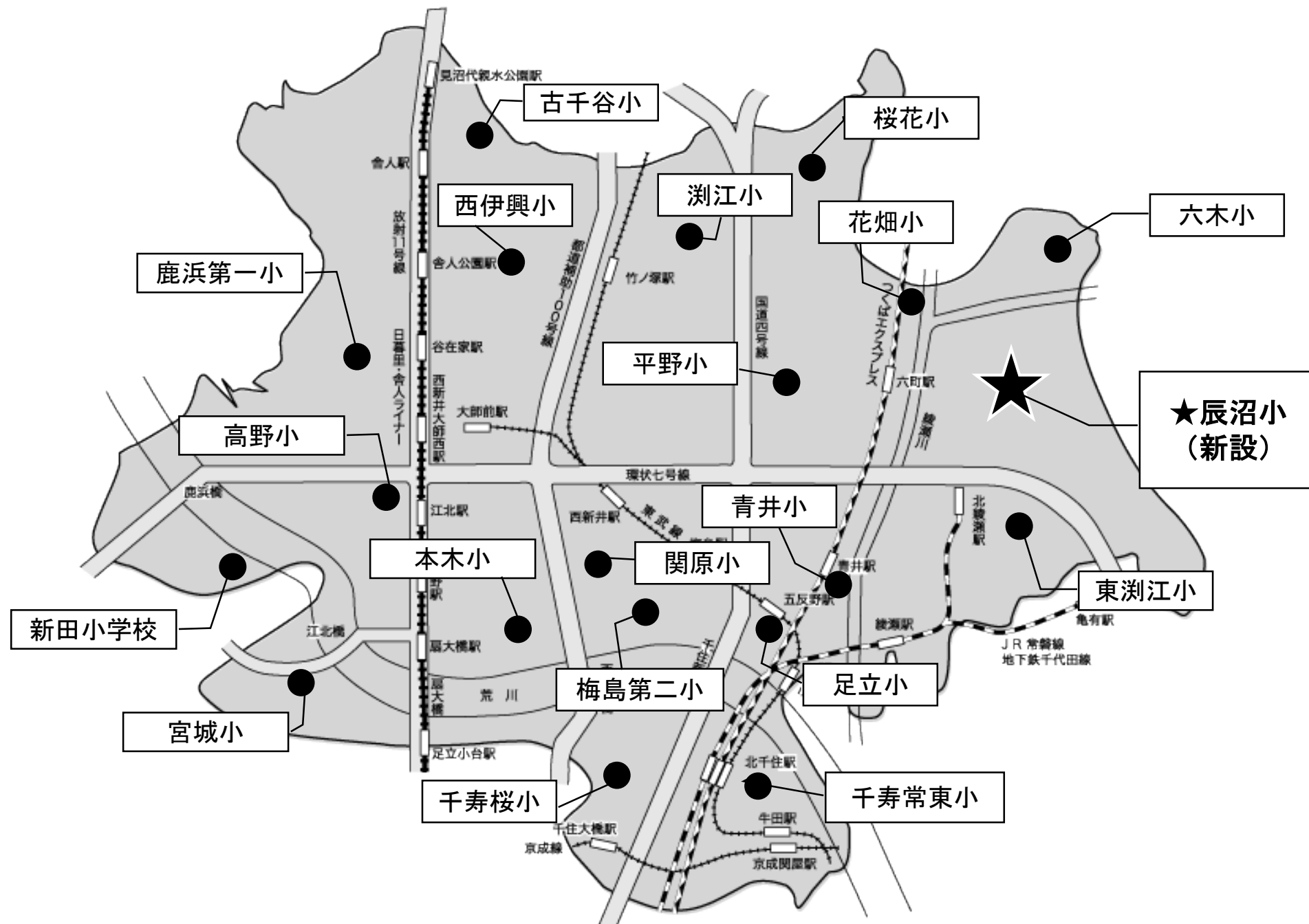
教 育 委 員 会 報 告

令和2年7月16日

件 名	小学校特別支援学級（固定）の新設について															
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課															
内 容	<p>1 新設学級予定の学校</p> <p>辰沼小学校 ※ 元情緒障がい学級の施設を活用する（→工事費等コストの削減）</p> <p>2 新設学級の設置理由</p> <p>（1）現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾瀬川以東では、小学校の知的固定学級は六木小と東渚江小の2校しかない。 ・ 東渚江小は、中部から南部にかけての小学校9校の固定学級希望児童の受け皿で、現在4学級となっている。なお、六木小も3学級である。 <p>※ 他地域では、小学校平均3.6校につき固定学級設置校1校を配置している。</p> <p>（2）課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東渚江小において、丁寧な個別指導体制を維持するためには、現状以上の学級増は望ましくないが、令和3年以降も児童の需要増が見込まれる。（参考：児童8人で1学級） <p>3 スケジュール概要（令和3年度開始を想定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">6月</td> <td style="width: 60%;">都の需要調査に新設要望を提出 辰沼小学校へ視察 教育指導課・学校施設課との調整</td> <td style="width: 30%;">→ 工事見積もり依頼</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>教育委員会へ報告</td> <td>→ 主管課工事決定</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>議会、文教委員会へ報告</td> <td>→ 物品見積もり</td> </tr> <tr> <td>7～8月</td> <td>地域への説明</td> <td>→ 工事施工、 物品契約請求</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>就学相談利用者への周知</td> <td>→ 工事施工終了、 物品契約決定</td> </tr> </table>	6月	都の需要調査に新設要望を提出 辰沼小学校へ視察 教育指導課・学校施設課との調整	→ 工事見積もり依頼	7月	教育委員会へ報告	→ 主管課工事決定	8月	議会、文教委員会へ報告	→ 物品見積もり	7～8月	地域への説明	→ 工事施工、 物品契約請求	9月	就学相談利用者への周知	→ 工事施工終了、 物品契約決定
6月	都の需要調査に新設要望を提出 辰沼小学校へ視察 教育指導課・学校施設課との調整	→ 工事見積もり依頼														
7月	教育委員会へ報告	→ 主管課工事決定														
8月	議会、文教委員会へ報告	→ 物品見積もり														
7～8月	地域への説明	→ 工事施工、 物品契約請求														
9月	就学相談利用者への周知	→ 工事施工終了、 物品契約決定														

	<p>10月 施設の見学 → 物品納品</p> <p>12月 固定学級の在籍先決定（必要に応じて抽選）</p> <p>4 予算状況 令和2年度予算</p> <p>工事請負費 4,433,000円</p> <p>備品購入費 897,000円</p>
<p>今後の方針</p>	<p>令和3年度開始に向けて上述のスケジュールを進める。</p>

足立区立小学校特別支援学級配置図 〈知的固定学級〉



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年7月16日

件 名	公募型プロポーザル方式による小・中学校用務業務委託の業者選定について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内 容	<p>1 業務名 小・中学校用務業務委託</p> <p>2 業務内容 学校施設の環境整備・管理・修繕業務、その他校務・庶務的業務</p> <p>3 履行期間 令和3年2月から令和4年3月まで</p> <p>4 選定委員会構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者（2名） ・ PTA代表（小・中より各1名） ・ 校長会代表（小・中より各1名） ・ 部内管理職（1名）の計7名 <p>5 履行場所 小学校18校、中学校9校の<u>計27校（5契約分）</u></p> <p>6 選定日程 令和2年9月14日から令和2年12月16日までの全4回（予定）</p> <p>7 公募予定 令和2年9月23日公募開始予定</p> <p>8 提案書の特定結果公表予定 令和3年1月</p>
今後の方針	公募は、区広報及び区ホームページで行い、特定結果発表は区ホームページにて行う。

事業実施報告（6月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習 センター他	延べ30人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	中止
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	中止
「成人の日の集い」 実行委員会（第1・2回）	4日（木）	庁舎ホール	19人
	18日（木）		20人
あだち日曜教室	14日（日）	ギャラクシティ	中止
科学体験講座	14日（日）	ギャラクシティ	中止
	28日（日）		
紙芝居講座	16日（火）	ギャラクシティ	中止
ジュニアリーダー スーパー研修会	21日（日）	ギャラクシティ	中止
ドラムサークル	27日（土）	ギャラクシティ	中止

事業実施予定（7月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	45人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	中止
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	中止
「成人の日の集い」 実行委員会（第3・4・5回）	3日（金）	庁舎ホール	20人
	9日（木）	こども支援センターげ	20人
	30日（木）	んき（30日のみ）	20人
ジュニアリーダー スーパー研修会	5日（日）	ギャラクシティ	中止
	19日（日）		
あだち日曜教室	12日（日）	ギャラクシティ	50人
ジュニアリーダー研修会 夏の宿泊キャンプ事前会	12日（日）	庁舎ホール	中止
	26日（日）	梅田地域学習センター	
科学体験講座	12日（日）	ギャラクシティ	中止
	26日（日）		
星空観察講座	18日（土）	ギャラクシティ	中止
紙芝居講座	21日（火）	ギャラクシティ	中止
ドラムサークル	25日（土）	ギャラクシティ	中止

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年7月16日

件 名	「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>区内在住の不登校児童・生徒の保護者を対象として、「不登校の子を持つ保護者のための交流会」を開催する。</p> <p>1 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。</p> <p>2 対象者 不登校の子をもつ保護者の方</p> <p>3 定員 50名程度</p> <p>4 講師 鈴木 眞理氏(臨床心理士)</p> <p>5 実施日時・会場 令和2年10月10日(土)10時00分～12時00分 こども支援センターげんきにて開催</p>
今後の方針	区立小・中学校、あだち広報9月10日号、区ホームページ等にて周知する。

教育委員会情報連絡

令和2年7月16日

件名	東部地域における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>1 概要 不登校児童・生徒のための支援事業として、「居場所を兼ねた学習支援」を活用しているが、区内3か所目を東部地区に開設する。</p> <p>2 対象児童・生徒 小学校5・6年生及び中学生 (1) 学校には行けないが外出できる児童・生徒 (2) チャレンジ学級に通所できないなど、他の生徒と交流が苦手な児童・生徒</p> <p>3 場所及び予定人数 綾瀬地区（東部地区） 20名程度 ※ 平成30年9月 西新井・梅島地区（中部地区）開設 令和元年9月 鹿浜・皿沼・谷在家地区（西部地区）開設</p> <p>4 開設日・開設時間 令和2年10月1日（木）より開始予定 火～金曜日の10時00分から14時00分 （日・祝日・年末年始除く）</p> <p>5 その他 スクールソーシャルワーカーによる対象児童・生徒や保護者及び区立小・中学校への働きかけ等により、利用者を募っていく。</p>
今後の方針	不登校児童・生徒のための居場所として活用し、学校復帰のステップへの一助としていく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年7月16日

件 名	特例課程教室あすテップへの通級状況について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>あすテップなでしこ（第十中学校内）及びあすテップはなほ（花保中学校内）における不登校支援の状況は以下のとおり（7月8日現在）。</p> <p>1 通級生及び体験生の人数 あすテップなでしこ…5名 あすテップはなほ……2名</p> <p>2 開設日 令和2年4月1日 ※ 6月1日から通級生の受け入れを開始。</p>
今後の方針	

行事实施結果（6月1日～6月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
読み読りのためのボイストレーニング講座《5日制》 5/25～6/29 各（月） 講師 山下芳子氏 足立区演劇連盟事務局長、演出家	6/1、15、22（月） 10：00～12：00 6/29（月） 13：00～16：30 おはなし会実習	生涯学習センター 研修室1 講堂	延期
あだち放課後子ども教室実行委員会	6/23（火） ～6/30（火）	興本小学校 他 4校	47人
足立ジュニア吹奏楽団 卒団式 卒団員 13人	6/24（水） 18：15～19：30	西新井文化ホール ※収容率 定員 902人 収容率 50% 451人	40人
スペシャルおはなし会 読み語りキャラバン in 学びピア	6/29（月） 15：30～16：10	生涯学習センター	延期

行事実施予定（7月1日～7月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/1（水） ～7/10（金）	東伊興小学校 他 1校	-人
おりがみサポーター交流会 内容 ①当番校チームによる活動紹介とおすすめ折り紙の指導 ②サポーター活動の確認事項・情報交換	7/1（水） 10：00～11：45	生涯学習センター 講堂・研修室1 ※収容率 講堂 定員198人 収容率50% 99人 研修室1 定員90人 収容率50% 45人	90人
運動あそびと体力向上トレーニング（子ども） 講師 小林宜義氏 （公財）日本体育協会公認コーチ、小田原短期大学特任助教 内容 ①バランス能力、敏しょう性の向上につながる運動あそび ②発達に課題のある子どもの運動指導のポイント ③運動プログラムづくりと評価（ワークショップ）	7/4（土） ①10：00～12：00 ②13：00～15：00	生涯学習センター 講堂	延期
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 足立区文化団体連合会 70周年事業	7/5（日）	シアター1010	延期
コンサート in ミュージアム 六町ミュージアム・フローラ	7/6（月）	六町ミュージアム・フローラ	延期
足立ジュニア吹奏楽団 入団式 新入団員5人（4年生4人、5年生1人） 団員計62人	7/11（土） 14：00～17：00	生涯学習センター 講堂 ※収容率 定員198人 収容率50%以内99人	70人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 聖火リレーイベント（ジェイコム東京）	7/19（日）	荒川河川敷	延期